

10月23日～27日

# はかりの定期検査を実施

商取引又は証明行為に使用しているはかりは、2年に1回定期検査を受けなければなりません。対象となるお店は食料品店、宅配便取扱店、薬局などです。

今年が検査の年にあたり、左記の日程で実施致しますので、最寄りの会場で必ず受検してください。  
前回受検された方には、約1週間前に受検票が郵送されますので、当日持参してください。

新規にはかりを購入された方等で、受検票のない方でも



定期検査済合格ステッカー

最寄りの会場で受検してください。  
**計量に関する相談窓口**

静岡県計量検定所  
〒054 278 8311

問合せ先 産業振興課  
〒054 23914

## ●平成18年度 計量器定期検査日程表

検査月日	検査時間	検査場所
10月23日(月)	午後1時～午後4時	須崎漁民会館
10月24日(火)	午前10時～正午	Aコープ稲生沢店
	午後1時30分～午後3時	朝日公民館
10月25日(水)	午前10時～午後3時	市民スポーツセンター(サンワーク下田)
10月26日(木)	午前10時～午後3時	
10月27日(金)	午前10時～正午	

# 里親になりませんか

## 10月は里親月間です

### 里親制度とは

さまざまな事情によって家庭に恵まれない子どもを、知事認定した里親に預け、里親家庭の中で温かい愛情をもって育てようとする制度です。

### 里親になるには

子どもの養育について理解と熱意をもち、豊かな愛情をもって育てることが何よりも大切です。

里親の申込みは年間を通し、いつでも受付けており、知事が里親として認定した方は、里親として登録されます。

### 里親の種類

- 里親には、委託期間や目的などにより4種類あります。
- 養育里親 要保護児童を養育する里親(一般的な里親)
- 短期里親 1年以内の期間、要保護児童を養育する里親
- 専門里親 2年以内の期間、虐待を受けた児童等を養育する里親
- 親族里親 両親等が死亡、

行方不明又は拘禁等の状態にある三親等内の要保護児童を養育する里親

### 里親になったら

児童相談所が、里親の希望を聞いた上で、養育をお願いする子どもを決定します。子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が支払われます。

子どもたちは、温かい家庭生活の体験の機会を提供してくれる里親を求めています。



### 問合せ先

- 里親の申込みについて 福祉事務所福祉係
- 〒2216
- 又は賀茂児童相談所
- 〒2038
- 里親の制度について 県子ども家庭室
- 〒054 221 2844
- 賀茂児童相談所
- 〒2038

## 家屋を新築・増築された(される)方へ

税務課では、今年家屋を新築・増築された方に対して、固定資産評価額を算定するため、家屋調査を順次お願いしております。

調査の際は、職員がお伺いし家屋の構造やお部屋を拝見いたしますので、ご入居前に調査をご希望の方は、あらかじめ税務課までご連絡ください。

## 未登記家屋の滅失について

未登記家屋を取り壊しされた場合には、家屋滅失届出書を提出していただくことになります。

この届の提出がない場合、未登記家屋のため、家屋が取壊されたことが分からずに、そのまま取り壊した家屋に課税されてしまうことがあります。

このようなことがないようにするため、未登記家屋を取り壊した場合に、税務課までご連絡ください。

問合せ先 税務課資産税係 2218

# 裁判員制度が始まります

## 平成21年5月までにスタートします

これから始まる裁判員制度について、Q&A形式で紹介いたします。

### Q1 裁判員制度とはどのようなものですか?

A 裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度で、平成21年5月までに始まることになっています。

### Q2 なぜ裁判長制度が導入されるのですか?

A 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まること

# 平成19年 下田市成人式

下田市では、新成人を祝福する「成人式」を開催します。  
日時 平成19年1月7日(日) 午前11時  
場所 市民文化会館大ホール (駐車台数に限りがありますので、お車での来場はご遠慮ください)



平成18年成人式会場の様子

### 「成人宣言」代表者募集

成人式で「成人宣言」をしていただく、代表者を募集します。  
対象者 下田市の成人式に出席される方  
募集人員 男性1名、女性1名の計2名 (若干名増える場合があります。応募者多数の場合は、教育委員会にて抽選となります。)



平成18年の成人宣言

対象者 昭和61年4月2日～昭和62年4月1日生 下田市に住居登録(平成18年9月10日現在)されている対象者には案内状をお送りしました。  
案内状が届いていない対象者で、下田市での成人式に参加されたい方は、教育委員会生涯学習課に電話でお申し込みください。  
申込期限 11月17日(金)まで

代表者には宣言文作成のため事前に「ご参集いただきます。成人式当日は開式前にリハールをしていただきます。  
申込期限 11月17日(金)まで  
申込・問合せ先 教育委員会生涯学習課 5055

### Q3 裁判員が参加するのはどのような事件ですか?

A 全ての事件に参加するのではなく、代表的な例をあげると、次のような事件があります。  
人を殺した場合(殺人)  
強盗が、人に怪我をさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)  
人に怪我をさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)  
ひどく酒に酔った状態で、自動車運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)

人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)  
身代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身代金目的誘拐)  
子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

などで、平成16年の対象となる事件は、全国で3,308件(静岡県では73件)でした。  
\* \* \* \* \*  
静岡地方検察庁では、次のような裁判員制度に関する広報活動を行っています。  
裁判員制度広報用ビデオ・DVDの貸出(無料)  
公判傍聴プログラム  
検察庁に来庁していただき、刑事裁判の傍聴、裁判に関する説明や質疑応答、裁判員制度の説明を行います。  
移動教室プログラム  
検察庁に来庁していただき、検察庁の業務説明(庁舎見学、取調室等)、ビデオ上映、裁判員制度の説明を行います。  
出前教室プログラム  
検察庁の職員等がみなさんの職場の研修会や学校・公民館等における講座・講演会に出向いて、検察庁の業務説明、ビデオ上映、裁判員制度の説明を行います。  
ご希望の方は、ぜひ、お問合せください。  
\* \* \* \* \*  
問合せ先 静岡地方検察庁下田支部 0605